

4 用語解説

インターンシップ

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

NPO Non-Profit Organization

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体。これからの時代社会を支える重要な役割を担う存在として期待されている。

おおがき健康プラン 21

健康増進法に基づく本市の健康増進計画です。地域が一体となって健康づくりを推進するための計画であり、がん、脳卒中、心臓病などの疾病の原因となる生活習慣を改善することにより健康寿命の延伸を目指している。

岐阜県特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成する事業。対象となるのは、体外受精及び顕微授精。岐阜県が指定する医療機関で平成21年4月1日以降に開始した治療を対象。ただし①夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、②代理母、③借り腹は助成の対象外。助成内容は、1年度あたり15万円を限度とし、通算5年間。対象者は、次の全てに該当する人。①法律上の婚姻をしている夫婦であり、対象治療法以外の治療によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された人、②夫婦のいずれか一方又は両方が岐阜県内に住所を有する人、③夫婦の所得の合計額が、730万円未満である人。（平成21年度現在の内容）

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

行動計画策定指針

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、④その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めた告示。

子育て

本来、子どもは豊かな感性や想像力など成長する力をもっており、その力を引き出す環境を作っていくことが重要である。本計画書においては、子ども自身が成長していくことを支援するという視点から「子育て」「子どもの育ち」という言葉を用いている。

子育てサロン

身近な地域を拠点に、乳幼児とその親などを対象に開設されるつどいの場。親子遊び、親どうしの情報交換などを通じて、仲間づくり、子育て不安の解消、育児疲れの解消などが図られ、地域の子育て支援として各地に広がっている。本市では、子育てコンサルタント事業として、地区センターなどの公共施設内に設置し、保育士等の資格を有する子育て支援コーディネーター及びボランティア（子育てコンサルタント）が気軽な子育て相談や遊びの提供等を行っている。

子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、平成16年12月、少子化社会対策会議において「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が決定され、平成17年度から実施されている。このプランは、少子化社会対策大綱の4つの重点課題に沿って、国が、地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成17年度から平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130に及ぶ総合的な計画である。プランに盛り込まれた目標値は、全国の市町村の次世代育成支援に関する行動計画（前期）における子育て支援サービスの集計値を基礎において設定されている。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年2月、少子化社会対策会議の下に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月にとりまとめられた。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしている。また、少子化対策の実効性を担保するために「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であること、次世代育成支援が十分に効果を発揮するために国民の理解と意識改革が必要であることを指摘している。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要である。労働力確保等を通じたわが国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要な課題であり、その実現に取り組むため、

経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に公布された法律。

児 童

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、心身に障害のある者については20歳未満の者まで範囲を広げている。1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。母子及び寡婦福祉法においては、20歳未満を児童としている。また、労働基準法では、15歳に満たない者を児童とし、原則としてその使用を禁止し、18歳未満の者は年少者という。

児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を推進し、情操を豊かにすることを目的とする。また、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有している。児童館には、①小地域の児童を対象とする小型児童館、②小型児童館の機能に加えて児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せ持つ児童センター、③都道府県内又は広域の児童を対象とする大型児童館、がある。児童館には、2人以上の児童厚生員を置くこととされている。

児童デイサービス

障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障がいのある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるものである。

障害者自立支援法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び障がいのある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けること等を目的に、平成17年11月に公布された法律。

①年齢や障がい種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、②障がいのある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、③障がいのある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざしている。

障害福祉サービス

障害者自立支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援（グループホーム）とされている。

少子化

出生率の低下により、総人口に占める子どもや若者の割合が少なくなること。

少子化社会対策基本法

急速な少子化の進展が及ぼす国民生活への深刻かつ多大な影響に対し、長期的な視点に立つ的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項等を定め、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成15年7月に公布された法律。第1章では法の目的、施策の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、施策の大綱が、第2章では基本施策として、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発が、第3章では少子化社会対策会議の設置が規定されている。

少子化社会対策大綱

少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するため、少子化社会対策基本法に基づく国の基本施策として、平成16年6月に閣議決定された大綱。少子化の流れを変えるための視点として、①自立への希望と力「若者の自立が難しくなっている状況を変えていく」、②不安と障壁の除去「子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく」、③子育ての新たな支え合いと連帯「一家族のきずなと地域のきずな」 「生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を深めていく」「子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく」の3つをあげ、集中的に取り組むべき重点課題として、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯の4つを設定している。また、4つの重点課題に取り組むため28項目の具体的な行動があげられている。

少子化対策プラスワン

平成14年9月に厚生労働省がまとめた少子化対策の一層の充実に関する提案。「新エンゼルプラン」「待機児童ゼロ作戦」等により、少子化対策が実施されてきたが、少子化に歯止めはかからず、このままでは少子化は一層進展するとの予測が出された。この流れを変えるために、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を講じていく必要があるとし、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

食 育

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間性を育むための食育を推進するため、平成17年6月に食育基本法が公布された。この法律の前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」とし、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」が求められている記している。国の食育推進基本計画においては、我が国の食をめぐる現状が危機的状況にある中、「このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である」としている。「食育」という言葉は、明治時代に発行された石塚左玄著「食物養生法」（明治31年）、村井弦齋著「食道楽」（明治36年）の2冊の書籍に用いられており、その重要性を述べている。

新エンゼルプラン

平成6年12月に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」及びその具体的な目標を定めた「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的な考え方（緊急保育対策等5か年事業）」を見直し、平成11年12月に「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づき、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣の合意によってまとめられた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」。主な内容は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援。平成16年度までの目標値として、低年齢児保育58万人→68万人、延長保育7,000か所→10,000か所、休日保育100か所→300か所、地域子育て支援センター1,500か所→3,000か所、ファミリー・サポート・センター62か所→180か所、児童クラブ9,000か所→11,500か所などが盛り込まれている。

新待機児童ゼロ作戦

平成14年の「待機児童ゼロ作戦」、平成16年の「子ども・子育て応援プラン」などにより、保育園等の受け入れ児童数を拡大してきたが、待機児童は大都市圏を中心に増加してきている。このため、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、

仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育園等の待機児童解消をはじめとする保育施策の質・量ともに充実・強化し、推進するというものであり、平成20年2月にまとめられた。具体的には、平成29年度までの10年間で、保育園などの受け入れ児童数を100万人増やす、小学3年生以下の低学年の放課後児童クラブの登録者数を145万人増やすことなどを数値目標として設定し、3年間は「集中重点期間」として取り組みを強化するとしている。本計画においても、集中重点期間の最終年である平成22年度の目標事業量を設定している。

男女共同参画

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」と定義している。

地域子育て拠点事業

子育て支援の拠点づくりとして進められてきた、保育園等において育児不安について専門的な相談ができる地域子育て支援センター事業、子育て親子が気軽に集い・交流ができるつどいのひろば事業とともに、平成19年度からは、児童館の活用を図り、新たに地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）として再編された。すべての中学校区での設置（全国10,000か所）を目標として拡充が図られている。

地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業の積極的実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うセンター。育児のノウハウを蓄積している保育園等に設置されている。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者自立支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるとされている。

ニート（NEET） Not in Employment, Education or Training

若年無業者。職につかず、学校機関にも属さず、就労に向けた具体的な動きもしていない若者をいう。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者、幼児など、すべての人々はこの社会を構成するかけがえのない個人であり、

ほかの人々と同様に日常生活を営むことがノーマル（当たり前）な社会であって、そういったすべての人々を包含する地域社会のあり方を前提として、新たな社会福祉を構築していこうという考え方。

発達障がい

発達障害者支援法において、「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい、としている。

パラサイト・シングル

パラサイトは寄生、シングルは独身者を表し、学校卒業後も親と同居し、基礎的生活条件を親に依存している未婚者のことをいう。

バリアフリー barrier free

住宅建築用語として、障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。また、最近では「すべての人のためのデザイン」を表すユニバーサルデザインという用語が使われるようになってきている。

ファミリー・サポート・センター事業

仕事と家庭の両立支援のため、育児の援助を行いたい人と受けたい人から成る会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、有償でサービスを提供・享受する事業。既存の体制では対応がむずかしい臨時的、突発的なニーズにも対応できる。本市では平成20年度から実施している。

ブックスタート

子どものことばと心を育てるために、絵本を通して親子のふれあいを大切にすることで、赤ちゃんの誕生後に本とふれあう機会をつくる。

フリーター

定職につかないで、アルバイトをやりながら気ままに生活しようとする人。

ベビーブーム

第二次大戦直後、我が国の出生率は年間260～270万人に及んでおり、この時期を第1次ベビーブームと呼び、この時代（昭和22～24年）に生まれた人たちは「団塊の世代」といわれる。また、この第1次ベビーブームの人たちが出産しはじめ、第2次ベビーブームと呼ばれたのは、昭和46年～49年の出生数が年間200万人を超えたころの時期であった。

母性健康管理指導事項連絡カード

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施（妊産婦のための健康診査等が受けられるよう時間を確保すること及び主治医等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）を義務づけている。「母性健康管理指導事項連絡カード」は、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードである。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

幼保園

幼稚園教育と保育園保育の両機能を備え、少子化が進む中で就学前の子どもに同じ保育・教育の機会を与えることを目的とした本市独自の施設。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

生涯にわたる女性の健康とその健康について女性自らが自己決定する権利で、例えばいつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、自由で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、子どもが健康に生まれ育つことなど。

留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）

昼間、保護者のいない小学校低学年児童を児童館のほか、保育園や学校の空室、団地の集会室等を活用し、放課後児童の育成・指導に対応するサービスを提供するもの。学童保育、学童クラブなどともいう。